

2.15 令和4年度 教育課程

学校教育法施行規則第54条関係 別表第2（平成24年度以降新課程）

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	合計
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

教育課程

教育課程A

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	補充	単位
1年	4	3	4	3	1	2	3	2	4	1	1	1	1	30
2年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	1	2	30
3年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	1	2	30

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	補充	単位
実施数	70	52	70	52	34	11	52	34	70	17	17	17	17	513
	70	52	52	70	17	17	52	34	70	17	17	17	34	519
	52	70	70	70	17	17	52	17	70	17	17	17	34	520

教育課程B

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	補充	単位
1年	4	3	4	3	2	1	3	2	4	1	1	1	1	30
2年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	1	2	30
3年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	1	2	30

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	補充	単位
実施数	70	53	70	53	11	34	53	36	70	18	18	18	33	537
	70	53	53	70	18	18	53	36	70	18	18	18	36	531
	53	70	70	70	18	18	53	18	70	18	18	18	36	530

【教育課程について】

- 教育課程A及びBを隔週で実施、各教科の授業時数の平準化を図る。
- 授業時間数確保のために週30時間として、補充授業を実施する。
- 行事等による「総合」のまとめどり分として、1年15時間、2,3年各35時間を授業に振り替える。（1年後期の総合は、隔週で実施。残りの週は、補充授業に充てる）
- 補充授業は、全学年とも時数不足の可能性の高い教科から実施する。（1日に同教科が2時間ある場合も出てくる）

年間合計

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	補充	合計
実施数	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	35	50	1050
	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	35	70	1050
	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	35	70	1050

教育課程別時間割

		時間割				
		月	火	水	木	金
1年	特				道	
		総	補			

【1年】
水6は年間を通して補充授業を実施。
後期は、火6の総合的な学習の時間が隔週になり、補充授業が入る。ただし、一部時間割変更し、

		時間割				
		月	火	水	木	金
2年・3年	特				道	
		補	総	補		

【2・3年】
補充授業は、年間を通して月6と水6で実施。